

「公衆浴場法施行細則」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し<u>及び登記事項証明書</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が<u>第6条第1項第1号</u>の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>(承継届)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の届書（<u>省令第2条第1項の規定による営業者の地位の承継の届書を除く。</u>）には、<u>省令第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する書類のほか、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</u></p> <p>(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)</p> <p>第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(許可申請)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し_____</p> <p>—</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が<u>第5条第1号</u>の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>(承継届)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)</p> <p>第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。</p>

(1) 省略

(2) 省略

(3) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類

2 省略

(患者を入浴させるための許可申請)

第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

(1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類

(2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図  
(水質基準)

第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省		
-------	--	--

(1) 省略

(2) 営業者（法人にあつては、代表者）の氏名を変更したときは、戸籍抄本

(3) 法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

2 省略

(水質基準)

第5条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省		
-------	--	--



げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
2 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法(これにより難しい場合にあつては、冷却遠心濃縮法)

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たっては、精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。)を行つている検査機関に依

げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

頼るよう努めるものとする。

(残留塩素濃度)

第7条 条例第5条第1項第15号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えないものであること。
- (2) 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであること。

様式第1号（第1条関係） 公衆浴場営業許可申請書

省略

愛媛県収入証紙貼付欄

注1～4 省略

5 添付書類

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3)～(5) 省略
- (6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）第6条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第5号（第3条関係） 合併（分割）による公衆浴場営業承継届書

様式第1号（第1条関係） 公衆浴場営業許可申請書

省略

愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1～4 省略

5 添付書類

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し\_\_\_\_\_
- (3)～(5) 省略
- (6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）第5条第1号\_\_\_\_\_の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第5号（第3条関係） 合併（分割）による公衆浴場営業承継届書

省略

注 1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第 6 号（第 4 条関係） 公衆浴場営業（許可申請書・承継届書）記載事項変更届書

省略

注 1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 省略

(3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

省略

注 1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し\_\_\_\_\_

様式第 6 号（第 4 条関係） 公衆浴場営業（許可申請書・承継届書）記載事項変更届書

省略

注 1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 営業者（法人にあつては、代表者）の氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本

(3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

患者入浴許可申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）</div> 申請者  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名（法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名） ㊞</div>		
公 衆 浴 場	名 称	
	所 在 地	
公 衆 浴 場 の 種 類	浴場の種別	一般浴場・福利厚生施設・特殊浴場（ ）
	湯 質	温湯・温泉・薬湯・電気湯・その他（ ）
	薬湯の内容	
許 可 証 番 号	愛媛県指令 第 号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
入浴させようとする 患者の疾病の種類		

注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 薬湯の内容欄には、使用する医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。

4 添付書類

(1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類

(2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。